

特許諮問委員会(PPAC)が10年度年次報告書を公表

2010年12月8日
JETRO NY 中楨、横田

特許諮問委員会(Patent Public Advisory Committee/PPAC)¹は、10年度年次報告書を公表した²。

PPACは、99年の米国発明者保護法(特許法第5条³)によって設立され、米国特許商標庁(USPTO)の政策、目標、実績、予算及び手数料を検討し、USPTO長官に助言を与えるとともに、各年度の終了後60日以内に商務長官、大統領、上下両院司法委員会に年次報告書を提出することを任務としている。

今般公表された報告書のエグゼクティブサマリーでは、まずUSPTOの財政問題に関して、安定的・予見可能な財政基盤構築のため、議会等における料金ダイバージョン廃止やリザーブファンド導入、料金設定権限付与への取組を支持するとし、さらに、USPTOにおけるカスタマーサービス向上への努力、ステークホルダー・議会・外国官庁等との協力推進、透明性・オープン性向上、ベストプラクティス向上などに向けた様々な取組を評価・支持している。また、特許要件の明確化や規則・実務の明確化に向けた努力や品質向上等に向けた審査官研修の拡充などを勧めている。

エグゼクティブサマリーに続いては、課題分野(Topical Areas)ごとに、USPTOが10年度に策定した次期5カ年戦略計画⁴における目標やイニシアティブに触れながら、それらに係る現状紹介や評価・提言を行う構成となっている⁵。

具体的論点を概観すると以下のとおり。

1. 財務活動、予算、歳出(Finance, Budget and Appropriations)

料金ダイバージョン廃止や、複数年度事業計画とためのファンド設立、ステークホルダーとの協議を条件とした料金設定権限の付与の立法措置を提言(ただし、料金ダイバージョンの廃止のない料金値上げには反対)。なお、10年度は料金収入が歳出予算額(収入見込額)を上回る中、議会がUSPTO予算に対しバッファー(予算額を超える収入があった場合に、更に一定額の支出を可能とする条項)を設けなかったことが原因で、

¹ 諮問委員会ウェブサイト: <http://www.uspto.gov/about/advisory/ppac/index.jsp>

² [10年度PPAC年次報告書\(PDF\)](#)

³ 同条はまた、委員任命基準として、委員を多様な利用者の利益代表と位置付け、金融・経営・労働・科学・技術及びOAの各分野における有識者を委員に含めることと規定している。委員定員は9名であり、現在の委員長(chair)はDamon Matteo氏(Palo Alto Research Center 社副社長兼 CIPO)。各委員の略歴は、報告書内に別添記載あり。

⁴ [101006【米国IP情報】USPTO、次期5ヶ年戦略計画\(2010-2015年度\)の最終版を公表\(PDF\)](#) 参照

⁵ なお、08年度の年次報告書から掲載された08年度提言に係るスコアカードは今般の報告書では取りまとめられなくなっている。

年度途中で増額のための立法措置が必要になり、それでも結果的には 53 百万ドル上回る収入をUSPTOが支出できなかったことを指摘している他、下院で提出されたUSPTO財政安定化法案(HR5322)⁶を支持するとともに、予算継続決議に係る問題点⁷についても指摘している。

2. 特許の品質、適時性の最適化 (Optimize Patent Quality and Timeliness)

特許の品質やITインフラ改善等の問題解決に向けた内部のマネージメント組織とそのプロセスに係る取組を引き続き支持するとし、特にOCIO⁸を中心としたITインフラの改善による特許審査プロセスの改善や透明性向上に多くの言及がある。その他、CPIO⁹の常設化、特許審査ハイウェイ(PPH)を含むワークシェアリング、審査処理の効率向上目標(年3%改善)、MPEP¹⁰の改善等の取組にも触れている。また、PPACの提言として、データセンターの安定化・統合化などのITインフラの改善と、ウェブを通じたUSPTOが保有するデータと知識へのアクセス拡大(Date.gov)などについて具体的項目を挙げて言及している。

3. アウトリーチ (Outreach)

職員採用に関し、知財関連業務経験者を採用するイニシアティブの継続や検索システム(search system)の早期改善を求めるとともに、15%の料金値上げと審査着手時期の三段トラック構想¹¹、審査官による面接(インタビュー)の活性化、滞貨件数減少目標(699,000件)等のUSPTOの現状を紹介。また、新政権となってステークホルダーとの対話が活発化し、透明性向上等が図られたことを評価している。

4. 特許制度に影響を及ぼす立法措置 (Legislation Affecting the Patent System)

議会で審議中、又は成立した法案についてそれぞれ言及し、特許改革法案に関しては、先願主義への移行の是非についてはPPACで意見の一致を見ていないとし、また、効率的な付与後異議申立手続きは必要であるものの再審査等の既存の制度と重複や齟齬のないよう総合的に検討するべきとしている。その他、USPTOへの料金設定権限付与、第三者による情報提供の認容、在宅勤務(テレワーク)の拡充プログラム、IPアタッシュ拡大プログラム等の法案に対して支持を表明。

5. 審査能力 (Examination Capacity (Human Capital))

⁶ [100519【米国 IP 情報】USPTO 財政安定化法案が下院に提出される](#) (PDF) 参照

⁷ 予算継続決議(Continuing Resolution: CR)は、新年度の歳出予算法案が新年度開始時までには成立せずにいる場合に、前年度と同額の歳出予算額を政府に対し暫定的に認めるもの。USPTOは11年度の料金収入見込みは値上げを含む大幅収入増(予算増)を要望しているが、前年度予算額が適用されると支出に制限が出てくるため、CR状態の長期化は問題としている。

⁸ Office of Chief Information Officer

⁹ Chief Process Improvement Office

¹⁰ Manual of Patent Examination Procedure (特許審査便覧)

¹¹ [100604【米国 IP 情報】USPTO、審査着手時期の三段トラック構想を提案\(パブコメ募集\)](#) (PDF) 参照

審査官採用面では、10年度は350名の新規採用の予算確保がなされたところ、実際には276名(うち知財関連業務経験者98名、元審査官44名)の採用に留まった反面、離職率が大きく改善(4.27%)したおかげで審査官総数は5名減に抑えられたことを紹介。11年度、12年度に少なくとも1,000人以上の新規採用を可能にする予算を与えること(特に予算継続決議状態の中にあつて、何らかの早急な措置が必要であること)、知財関連業務経験者採用イニシアティブ及び離職率を改善することによる熟練審査官の確保に向けたイニシアティブに引き続き注力することを提言。

その他、審査能力拡大に向けてUSPTOが取り組んでいる、滞貨の多い分野をターゲットとした超過勤務、職場の地理的拡大の検討と在宅勤務、PCTサーチのアウトソーシングを紹介しつつ、そのための予算が確保されるべきとしている。

6. 国際協力とワークシェアリングの強化による審査待ち期間短縮と品質向上 (Decrease Pendency and Improve Quality by Increasing international cooperation and Work Sharing)

重複業務を排除し、特許付与までの期間減少等に資する知財庁間の国際協力の取組として、①PPH、②SHARE¹²、③5大特許庁(IP5)によるファウンデーション・プロジェクト、④PCTの活用について言及。PPACとしてこれら国際協力とワークシェアリングの取組の継続と拡充を期待するとともに、これらの取組が現実的にワークロードの減少や審査期間短縮、正確性向上にどれだけ効果があるかを評価する手法を検討し、効果をレビューすることが必要であるとしている。なお、PPHについて、ある報告では、USPTOが第2庁として受理したPPH出願の特許査定率が95%である一方、米国を第1庁として外国官庁に申請・受理されたPPH出願の外国官庁による特許査定率が、95%をかなり下回る値となっているが、この相違は米国を第1庁とする出願人に不利と見ることもできるため、このような統計を分析することも求めている。

7. 特許審査品質の定義と向上 (Define and Improve Patent Examination Quality)

11年度に向けた新たな特許審査品質評価手法の策定¹³を評価するとともに、今後も特許審査品質の明確で具体的な評価手法の提供に係る取組の継続を求める(PPACはUSPTOと共同で特許審査品質に関するタスクフォースに取り組んでいる)。

また、審査官研修の現状を紹介するとともに、研修拡充と、さらに新たに管理職になった職員向けに対するマネジメント研修の拡充も提言している。

また、不適切な審査として、本来特許査定すべきものでないクレームを特許査定したエラー(Type I, false positive)に加え、特許査定すべきであるクレームを拒絶査定したエラー(Type II, false negative)に注視していることを紹介し、いわゆる不適切な拒絶査定が新たな産業発展を阻害してしまう恐れに言及。不適切な審査事例の収集を提言し、ベストプラクティスの発展等を望んでいるとしている。その他、カウントシステムの変更やオンブズマン・プログラム¹⁴等の新施策などにも少し触れられている。

¹² Strategic Handling of Applications for Rapid Examination

¹³ [101008【米国 IP 情報】USPTO、新たな特許審査品質の評価手法を採択](#) (PDF) 参照

¹⁴ [091028【米国 IP 情報】USPTO、「特許オンブズマン」試行プログラムを発表](#) (PDF) 参照

8. 特許審査待ち期間の短縮 (Reduce Patent Pendency)

最終処分までの平均オフィスアクション数の減少など、USPTO の取組を評価する一方、特許査定率の上昇が、不必要に狭いクレームで特許を付与する傾向を反映したのかもしれないことに懸念を示しつつも、今後も審査待ち期間の短縮に期待するとともに、特許審査評価の活用や不適切な拒絶査定事例のレビューなどを提言。

また、審査待ち期間の短縮に向けた滞貨圧縮促進プログラム (Project Exchange)¹⁵ については大企業が中小企業より有利となる意図しない結果の懸念を指摘するとともに、審査着手時期の三段トラック構想については、TRIPS違反の可能性などが完全に精査できるまで実施すべきでないとしている。また、単一性違反に係る限定要求・選択指令の運用改善に係る取組にも言及。

9. 審判及び特許付与後手続きの改善 (Improve Appeal and Post Grant)

再審査制度については、重要で有効なツールと認めるものの、特許に不確実性と遅延を加えるものでもあり、特に処理期間短縮への努力を求めている。また、人道的技術に関する査定系再審査の早期審査提案¹⁶を紹介し、PPACとしては実施には時期尚早であり、処理期間の更なる遅れをもたらす可能性に懸念を示している。

さらに、審判・インターフェアレンス部 (BPAI) のワークフローにも触れ、特に BPAI によるすべての決定 (opinion) を公開し、公衆及び審査官の誰もが入手可能とすることを提言。審判処理に関しては IT システムによる最新データへの審判官の迅速なアクセス実現や審判処理に係る統計情報 (ダッシュボード) の提供を提言している。その他、審判に係る規則改正提案を期待するとともに、審判前会議 (Pre-Appeal Conference) 活用の継続と更なる改善に期待を表している。

(了)

¹⁵ [091208【米国 IP 情報】USPTO、特許出願のバックログ圧縮促進プランを公表 \(PDF\)](#)、[100624【米国 IP 情報】USPTO、特許出願のバックログ圧縮促進プランの出願人要件を撤廃 \(PDF\)](#) 参照

¹⁶ [100920【米国 IP 情報】USPTO、人道的技術を奨励する取組を開始 \(パブコメ募集\)](#) (PDF) 参照